

令和4年筑北村議会12月定例会会議録 第1号

令和4年12月 9日

令和4年12月16日

令和4年12月筑北村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月9日)

○開 会	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○村長あいさつ	7
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第68号～議案第70号の上程、説明	13
○議案第68号の質疑、討論、採決	15
○議案第69号の質疑、討論、採決	16
○議案第70号の質疑、討論、採決	16
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第72号～議案第79号の上程、説明	19
○議案第80号～議案第83号の上程、説明	22
○議案第84号の上程、説明	23
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○請願・陳情等の委員会付託	25
○延 会	26

令和4年筑北村告示第 号

令和4年筑北村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和4年 月 日

筑北村長 太田守彦

1 期 日 令和4年9月9日（金）午前9時

2 場 所 筑北村役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	勝 田 昇 君
11 番	鎌 田 欣 子 君	12 番	待 井 安 登 君

不応招議員（なし）

令和4年12月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第1号）

令和4年12月9日（金）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 議案第67号 筑北村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第68号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第69号 筑北村特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第70号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第71号 筑北村ヤングカルチャーセンターの設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第72号 令和4年度筑北村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第73号 令和4年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第74号 令和4年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第75号 令和4年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第76号 令和4年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第77号 令和4年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第78号 令和4年度筑北村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第79号 令和4年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第80号 筑北村障害者自立支援センターちくほっくるの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第81号 筑北村坂井農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について

日程第 2 0 議案第 8 2 号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定について

日程第 2 1 議案第 8 3 号 筑北村坂井高品質堆肥製造施設坂井ゆうきセンターの指定管理者
の指定について

日程第 2 2 議案第 8 4 号 村道路線の認定及び廃止について

日程第 2 3 発議第 6 号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 2 4 請願・陳情等の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	1 0 番	勝 田 昇 君
1 1 番	鎌 田 欣 子 君	1 2 番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	窪 田 信 幸 君
会 計 管 理 者	山 田 隆 宣 君	企画財政課長	久保村 公 雄 君
住 民 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	高 野 弥寿生 君
建 設 課 長	宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	宮 坂 英 幸 君		

事務局職員出席者

事務局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。

これより令和4年筑北村議会12月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 議事日程により、会議を進めます。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（待井安登議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

8番 山 田 直 幸 議員

9番 櫻 井 新 一 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（待井安登議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 8 日間とすることにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 16 日まで
の 8 日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（待井安登議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議案は議事日程のとおり受理しております。

請願・陳情及び例月出納検査報告書等はお手元にお配りしました資料のとおり受理しまし
た。

また、議長報告及び議員派遣について、11 月 28 日第 5 回臨時会以降昨日までの内容は、
お手元の資料のとおりです。

◎村長あいさつ

○議長（待井安登議員） 日程第 4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

師走を迎え、何かとお忙しい中、議員全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

私も村長となって早いもので 1 年が過ぎ、12 月定例会は 2 回目となります。就任して 1 年
の振り返りにつきましては、議員の皆様から多数の一般質問をいただいておりますので、答
弁にてかえさせていただきます。

また、行政懇談会につきましては、日程調整がつかず、開催できていないことについて、
深くおわびをいたします。

さて、ことしの冬は暖冬傾向にありますが、燃料価格は依然として高どまりにあり、加え

で電気料金を初めとする光熱費の値上がりについては、各ご家庭や事業者にとってもとても身近で切実な問題であると考えております。

役場庁舎においても、4月から10月までの電気料金を昨年と比較しますと、約1.7倍となっております。このため先日の予算査定において、電気料金の予算不足として一般会計、特別会計合わせて約2,500万円の増額補正を要求させていただきます。また、除雪対策費についても、燃料高騰などの影響により、除雪単価を改定した上で委託契約を交わし、雪の到来を迎えます。

なお、ことしも筑北地域共通燃料購入商品券事業を実施し、各ご家庭へ配布しております。留守のお宅には郵便局から不在通知を入れましたので、ご確認願うとともに、お1人7,000円でございますが、お役立ていただきますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスについて、今の第7波は特に長野県で深刻な状態にあります。しかし自治体別に新規感染者数を把握することをやめており、村の状況についてはわかりません。この場をおかりしまして、再度感染予防の徹底をお願いいたします。

9月以降、定例会以降の話題について、何点かご報告をいたします。

10月下旬、西条温泉とくらの25周年記念イベントを開催いたしました。商工会や直売所のご協力、連携協定を結んでいる高知県宿毛市からも職員がお見えになり、おかげさまで来場は約800人を数え、記念イベントにふさわしいにぎわいとなりました。

その翌週には、村の文化祭が開かれました。新型コロナの影響により、今回もステージ発表は見送りとなりましたが、こちらで約600名の方がお越しになりました。関係者、ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

11月になりまして、道路や治水砂防に関する全国大会、及び全国町村長会議が東京で開かれ、あわせて各種要望活動をしてまいりました。中でも11月9日の安全・安心の道づくりを求める全国大会については、前夜長野県の市町村長と関係者による意見交換会が開かれました。県の会長、金子諏訪市長はあいさつの中で、「人口が減少しても後世のために道路整備は重要である。道路は人間に例えれば血管であり、人の移動や物流、情報はいわば血に当たる。血の流れが悪くなることは病気の原因につながる」とも話され、とても印象深く記憶に残っております。

翌日は国道403号について、国土交通省の古川政務官などを訪ね、要望活動を行ってまいりました。太田安曇野市長からは、安曇野市側の道路改良工事の要望、筑北村においてはスマートインターチェンジの開通により交通量の増加が見込まれる中で、役場庁舎近くの三叉

路の線形改良、坂北地域六工中島間の特に旧授産所周辺の線形改良、さらには昭和 38 年にか
けられ老朽化が目立つ中島橋の拡幅の 3 カ所を要望してまいりました。

国道 403 号は、筑北村のまさに動脈でありますので、同盟会活動については議会議員の皆
様にも今後とも力強いご協力をお願い申し上げます。

最後に、村の人口推移について申し上げます。就任して 1 年が経過しました。昨年 12 月 1
日の人口は 4,269 人でございました。1 年後ですが、4,187 人、82 人の減少となっております。
移住者がふえているのは大変ありがたいことですが、新型コロナの影響もあってか、出
生者数が 1 年で 12 人という少ない状況でございます。私は高齢化社会を支えてくれる若者
の定住政策が村の一番の課題であると考え、引き続き取り組んでまいります。

以上、大変長くなりましたが、開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長あいさつが終わりました。

◎議案第 67 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 5、議案第 67 号 筑北村職員の定年等に関する条例等の一部
を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは議案第 67 号 筑北村職員の定年等に関する条例等の一部を改正
する条例についてですが、改正の趣旨は国家公務員法等の一部を改正する法律の制定により、
国家公務員について定年が段階的に 65 歳に引き上げられるとともに、組織全体としての活
力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限
年齢制による降任、及び定年前再任用短時間勤務制度が設けられることとなり、地方公務員
法の一部を改正する法律も改正され、定年を条例で定めている地方公務員についても、同様
な措置を講ずる必要があるため、筑北村職員の定年等に関する条例を初め、定年延長制度実
施に関連する 10 の条例の一部を改正し、令和 5 年 4 月から施行するため、条例改正を行うも
のでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお
願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは、議案第 67 号 筑北村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

村長がただいま一括提案いたしました今回の条例改正につきましては、いずれの条例も定年延長に関する内容となっておりますので、10 条例を条立てした議案として一括上程させていただいたものです。ご理解をお願いしたいと思います。その内容、概要につきましてご説明を申し上げます。

第 1 条関係でございますが、新旧対照表の 21 ページをお願いいたします。筑北村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましてですが、定年退職年齢の引き上げ、事前意思確認等についてということで、定年退職年齢が段階的に 65 歳に引き上げられ、定年までの働き方を職員が条件に応じて選択できることとなります。当分の間、60 歳に達する日の属する年度の前年度に、60 歳に対する日以後の任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報を提供し、同日の翌日以降における勤務の意思を確認することとなっております。

本村では、令和 5 年度は対象となる職員はおりませんが、令和 6 年度に 61 歳を迎え、定年職となる職員が 4 名となっております。

次に、役職定年制、管理監督職勤務上限年齢による降任等の導入についてということで、22 ページをお願いいたします。管理監督職勤務上限年齢 60 歳以降は、基本的に管理監督職以外の職へ降任するとなり、本村ではその降任先として新たな職として主管という役職名を設け、定年延長に伴う降任職員と定年前の職員とを明確に分け位置づけ、運用することとしたしました。

60 歳以上職員の給料の引き下げについては、37 ページ附則の第 8 にございますが、当分の間、60 歳から引き上げられた定年退職年齢までの間における職員の給与月額、当該 60 歳到達の日以後の最初の 4 月 1 日に 60 歳時の給与月額の 7 割水準とすることとなっております。

また、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入につきましては 25 ページ、第 12 条になりますが、60 歳に達した日以後に退職した職員を従前の勤務実績その他の基準により、短時間勤務の職に再任用することができる制度が設けられ、60 歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、柔軟な制度設計となっております。

再任用制度の廃止と、暫定再任用の特例についてということで、26 ページになりますが、現行の再任用制度は本法施行により廃止され、経過措置として附則により令和 13 年度末まで暫定再任用職員として、今までの再任用職員と同様な取り扱いということができる規定が

設けられました。

28 ページをお願いします。2 条関係になります。筑北村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてです。

職員の分限に関する条例につきましては、定年等に関する条例第 3 章において、役職定年制の導入に伴い、60 歳以降管理監督職以外の職へ降任することとなった規定を受け、分限に関する条例において関係する条文を追加するものです。

続きまして、第 3 条、30 ページをお願いいたします。筑北村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の懲戒に関する条例につきましては、国の示す用語の追加に伴う改正となります。

続きまして 31 ページ、4 条関係になります。

筑北村職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてですが、該当する規定の修正及び再任用短時間勤務職員と規定されていた文言を、定年前短時間勤務職員に改める内容となっております。

続きまして 32 ページをお願いいたします。筑北村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

職員の育児休業等に関する条例につきましては、定年延長に伴い特例により異動期間を延長され、管理監督職となった職員について、育児休業をすることができない職員として追加する改正となります。また定年前再任用短時間勤務職員への文言修正となります。

続きまして 33 ページ、6 条関係でございます。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についてですが、派遣できる職員として新たに定年等に関する条例施行に伴い、規定された異動期間を延長され、管理監督職員を追加した改正となります。

続きまして 34 ページをお願いいたします。7 条関係でございます。筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の給与条例中に、定年前再任用短時間勤務職員に関する条項を追加するもの、及び定年延長後の職員の給与について、7 割支給を原則とする規定を附則において定めるものとなります。また行政俸給表第 1 及び第 2、39 ページになりますけれども、については職員区分の改正及び定年前再任用短時間勤務職員の給与月額として変更した改正となります。

さらに別表に行政職等級別基準職務表（1）、57 ページになりますが、新たに 4 級欄に専門的な知識または経験を必要とする村長が定める主管の職務を追加し、定年後の役職として

主管と明記をした内容となります。

続きまして 59 ページをお願いいたします。第 8 条関係でございますが、筑北村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の旅費に関する条例につきましては、関係法令の修正及び定年前再任用短時間勤務職員への字句変更となります。

続きまして 60 ページ、9 条関係になります。筑北村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

本条例改正につきましては、関係法令の修正となります。

続きまして 20 ページの下段をお願いいたします。筑北村職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてですが、再任用に関する条例につきましては、定年等に関する条例において経過措置として、暫定再任用に関する規定が明記されたことに伴いまして、現行の再任用に関する条例を廃止する条例となります。

定年延長制度施行に伴いまして、関連する全 10 条例について、概要を説明させていただきました。

今回の条例改正につきましては、すべて令和 5 年 4 月 1 日より施行となります。定年延長制度の対象となる職員への事前説明、意思確認等を本年度中に実施する必要があることから、また国において本年度中の条例改正を求められたこと等を踏まえまして、本議会において提出させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 67 号 筑北村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号、議案第69号、議案第70号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 6、議案第 68 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 70 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 68 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第 69 号 筑北村特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 70 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、ただいま一括提案となりました議案第 68 号から 70 号までの条例改正は、令和 4 年 8 月 8 日に人事院が国家公務員の給与の引き上げ勧告を 3 年ぶりに行いました。これに伴い一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決されました。従前よりこの勧告に準じて一般職の職員の給与改定と、必要に応じ議会議員及び特別職の報酬等の改定を行っておりますので、所要の改正を行うものです。

本年度の人事院勧告の主な内容は、勤勉手当年間支給率 0.10 カ月の引き上げ、給料表について初任給が 3,000 円から 4,000 円程度引き上げられ、20 歳代半ばに重点が置かれた改定となっております。

議案第 68 号及び第 69 号につきましては、期末手当支給率引き上げ分 0.05 カ月分を期末手当支給率にする改正、議案第 70 号につきましては、人事院勧告に伴う一般職の給与について所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは議案第 68 号、69 号、70 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第 68 号でございます。筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

ただいま村長がご説明させていただいたとおり、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に合わせ、勤勉手当支給率を 100 分の 10 に引き上げることにより、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表 3 ページをお願いいたします。1 条関係ですが、第 5 条第 2 項期末手当支給率の規定ですが、年間支給率 100 分の 325 を 100 分の 330 とし、0.05 月引き上げる改正で、12 月支給率を 100 分の 162.5 から 100 分の 167.5 とします。

2 条関係では、1 条について改正した期末手当支給率について、年間支給率 100 分の 330 を変更することなく 6 月、12 月の支給率を同率 100 分の 165 とするための改正でございます。

施行日は、第 1 条関係が公布日施行、令和 4 年 12 月 1 日適用、第 2 条関係は、令和 5 年 4 月 1 日施行となります。

68 号については以上でございます。

続きまして 69 号でございます。筑北村特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に合わせまして、勤勉手当支給率を 100 分 10 引き上げることによりまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の 3 ページをお願いいたします。第 1 条関係ですが、第 6 条第 1 項は期末手当支給率の規定で、年間支給率 100 分の 325 を 100 分の 330 とし、0.05 月引き上げる改正で、12 月支給率を 100 分の 162.5 から 100 分の 167.5 とします。

第 2 条関係は、1 条にて改正いたしました期末手当支給率について、年間支給率を 100 分の 330 を変更することなく 6 月、12 月の支給率を同率 100 分の 165 とするための改正でございます。

施行日は、第 1 条関係公布日施行、令和 4 年 12 月 1 日適用、第 2 条関係は令和 5 年 4 月 1 日施行となります。

69 号関係は以上でございます。

議案第 70 号について説明をいたします。筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和 4 年 8 月 8 日に、人事院が国家公務員の給与引き上げ勧告を行いました。本長では、

従来よりその勧告に準じて一般職の職員の給与改定を実施していますので、所要の改正を行うものでございます。

1 条関係でございますが、勤勉手当支給率の引き上げ及び給与表の改正となります。新旧対照表の 11 ページをお願いいたします。第 44 条第 1 項第 1 号は、勤勉手当支給率の規定ですが、年間支給率 100 分の 95 を 100 分の 105 に改め、年間 100 分の 10 引き上げる改正でございます。

1 ページに戻っていただきまして、別表 1 の 1 級から 3 級にかけては、3,000 円から 4,000 円の引き上げとなります。1 条関係につきましては、令和 4 年 4 月 1 日にさかのぼっての適用となります。

2 条関係ですが、25 ページをお願いいたします。新旧対照表の 25 ページですが、2 条関係です。今、ご説明いたしました第 44 条第 1 項第 1 号は、勤勉手当の支給率の規定ですが、令和 5 年度より 6 月、12 月の支給率を同額とする改正です。第 1 条関係で改正いたしました年間支給率の 100 分の 100 に変更する内容となります。

施行日は、第 1 条関係が公布日、令和 4 年 4 月 1 日適用、2 条関係は令和 5 年 4 月 1 日施行となります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

◎議案第 68 号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 6、議案第 68 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 68 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 68 号 筑北村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 7、議案第 69 号 筑北村特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 69 号 筑北村特別職の職員で常勤のもの等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 8、議案第 70 号 筑北村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 70 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 70 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 9、議案第 71 号 筑北村ヤングカルチャーセンターの設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 71 号 筑北村ヤングカルチャーセンターの設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は筑北村ヤングカルチャーセンターの設置及び管理等に関する条例、筑北村地域情報センター設置条例、筑北村坂北保養センター条例で規定する 3 カ所の施設は、施設設置当時、精神に明らかな異常があると認められたときは、一定の利用制限ができました。昭和 62 年に精神保健福祉法が制定され、欠格条項が削除されるべきでありましたが、市町村合併時の条例見直しでも設置当時のまま改正されていないため、法の趣旨にのっとり所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは議案第 71 号 筑北村ヤングカルチャーセンターの設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

ただいま村長がご説明いたしましたとおり、筑北村ヤングカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例、筑北村地域情報センター設置条例、筑北村坂北保養センター条例で規定

されている３カ所の施設は、施設設置当時、精神に明らかな異常があると認められたときは、一定の利用制限ができましたが、昭和 62 年の精神保健福祉法が制定され、欠格条例が削除され、当時の条例等改正したところでございますが、これらの３施設につきましては市町村合併当時の条例の見直しでも改正されず設置当時のままとなっているため、法の趣旨にのっとり所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の３ページをごらんいただければと思います。１条関係でございますが、筑北村ヤングカルチャーセンター等の設置条例及び管理に関する条例は、第４条の使用制限、これを全部改正するものでございます。

また、２条関係、筑北村地域情報センター設置条例につきましては、同じく第４条関係の使用制限を全部改正を行うものです。

また、第３条関係でございますが、筑北村坂北保養センター条例は、同じく第４条の使用制限を全部改正するものでございます。

それぞれの条例の表現、言い回し等も異なっていたため、今回の改正に合わせまして統一を図るということで全部改正といたしました。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 71 号 筑北村ヤングカルチャーセンター設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 10、議案第 72 号 令和 4 年度筑北村一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 17、議案第 79 号 令和 4 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 8 件について一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは議案第 72 号 令和 4 年度筑北村一般会計補正予算（第 8 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 3 億 4,391 万円を追加し、予算の総額を 53 億 2,150 万 2,000 円とするものです。

歳入の主なものは、10 款地方交付税は、普通交付税額の決定に伴い 2 億 9,060 万 7,000 円を増額、14 款国庫支出金は、橋梁修繕事業に係る補助金の増、及び村道災害復旧工事の実施が 令和 5 年度に繰り延べになることに伴う補助金の減等で、全体で 6,972 万 7,000 円の減額、15 款県支出金は、農業用水路改修事業に係る補助金の追加等で 767 万 5,000 円を増額、16 款財産収入は、旧校長住宅の売り払い収入等で 289 万 6,000 円を増額、18 款繰入金は、地域振興基金繰入金等で 310 万 6,000 円を増額、20 款諸収入は、社会保険料本人負担分の減で 395 万円を減額、21 款村債は、地域振興基金積立に係る合併特例債の増、及び災害復旧工事が令和 5 年度に繰り延べになることなどによる災害復旧事業債の減等で全体では 1 億 1,290 万円を増額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、各施設において電気料、灯油等の燃料費が高騰していることに伴い、不足見込額 1,284 万 1,000 円を計上したほか、2 款総務費は、住民票等コンビニ交付に係る事業の見直し等により 1,613 万 2,000 円を減額、4 款衛生費は、簡易水道事業特別会計等への繰出金の増で 1,040 万 4,000 円を増額、6 款農林水産業費は、農業用水路改修事業の追加等で 1,496 万 3,000 円を増額、7 款商工費は温泉施設特別会計への繰出金等で 852 万 2,000 円を増額、8 款土木費は、ダム管理費負担金の増、及び橋梁修繕事業追加分等で 2,505 万 1,000 円を増額、10 款教育費は、小学校の消火栓更新工事等で 910 万 2,000 円を増額、11 款災害復旧費は、村道災害復旧工事が令和 5 年度に繰り延べになることから 1 億 1,364 万 1,000 円を減額、13 款諸支出金は、財政調整基金への積立金等で 4 億 398 万 2,000 円を増額し、それぞれ計上しました。

第 2 表地方債補正は、変更分については地域振興基金の積み立て、災害復旧事業繰り延べ等に伴い、お示しのとおり各地方債を増減し、地方債の総額を 1 億 930 万円増額し、限度額

を4億4,952万8,000円としております。また、追加分について、橋梁修繕にかかわるもので、限度額を360万円としております。

第3表債務負担行為補正は、村道改良の移転補償について限度額を3,817万7,000円とし、設定するものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号 令和4年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ10万円を追加し、予算の総額を3,553万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、3款繰入金は、一般会計からの繰入金10万円を増額するものです。

歳出の主なものは、1款総務費は、一般管理費として10万円を増額するものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号 令和4年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第3号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加し、予算の総額を8億4,543万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、4款国庫支出金は、保険給付費の増額により法定割合分11万2,000円を増額、5款支払基金交付金は保険給付費の増額により法定割合分10万8,000円を増額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものですが、2款保険給付費は、介護予防福祉用具購入及び介護予防サービス計画の増加により40万3,000円を増額、7款予備費は、8万3,000円を減額し、それぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号 令和4年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ367万1,000円を追加し、予算の総額を1億3,452万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款繰入金は、歳出充当財源として462万9,000円を増額。

歳出の主なものは、1款経営管理費は、消費税額の確定により減額、2款施設管理費は、電気料の不足分と施設修繕費として396万4,000円を増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 76 号 令和 4 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 466 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 3,773 万 3,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、使用料収入見込みにより 186 万 6,000 円を増額、2 款繰入金は歳出充当財源として 291 万 7,000 円を増額。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、消費税額の確定により減額、2 款施設管理費は、電気料の不足分として 233 万 6,000 円を、賄い材料代として 107 万 6,000 円を増額するものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 77 号 令和 4 年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 241 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 8,057 万 8,000 円とするものです。

歳入の主なものは、4 款繰入金は、歳出充当財源として一般会計から 241 万 1,000 円を増額するものです。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、人件費のほか、燃料高騰に伴うものなどで 16 万 3,000 円を、2 款施設管理費は、電気料高騰に伴う増額のほか、医薬品代、電話料の不足分などで 224 万 8,000 円をそれぞれ追加するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 78 号 令和 4 年度筑北村集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 648 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 7,226 万 2,000 円とするものです。

歳入の主なものは、3 款繰入金は、歳出充当財源として 648 万 1,000 円を増額するものです。

歳出の主なものは、1 款総務費は、人事院勧告に伴い 5 万 1,000 円、2 款農業集落排水事業費は、電気料高騰に伴い 409 万 7,000 円を増額、3 款林業集落排水事業費は、グラインダーポンプの更新工事などで 233 万 3,000 円をそれぞれ増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

最後であります。議案第 79 号 令和 4 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 81 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 7,145 万 3,000 円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金は、歳出充当財源として 81 万 1,000 円を増額するものです。

歳出の主なものは、1 款総務費は、合併処理浄化槽普及促進協議会負担金を 4 年度に限り減額されたことにより 1 万 4,000 円を減額し、2 款合併浄化槽事業費は、合併浄化槽の維持管理実績に伴い汚泥くみ取り手数料不足分を 82 万 5,000 円増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

◎議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 18、議案第 80 号 筑北村障害者自立支援センターちくほつくるの指定管理者の指定についてから、日程第 21、議案第 83 号 筑北村坂井高品質堆肥製造施設坂井ゆうきセンターの指定管理者の指定についてまでの、以上 4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 80 号 筑北村障害者自立支援センターちくほつくるの指定管理者の指定、議案第 81 号 筑北村坂井農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定、議案第 82 号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定、議案第 83 号 筑北村坂井高品質堆肥製造施設坂井ゆうきセンターの指定管理者の指定についてでございますが、ただいま一括提案となりました議案第 80 号から 83 号までの各施設における指定管理者の指定について、これら 4 施設につきましては、この 3 月末をもちまして指定管理者の期間が満了となります。令和 5 年 4 月 1 日からの指定管理者につきましては、村の公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理者選定委員会におきまして審議をし、地方自治法第 244 条の

2 第 6 項の規定により、上程いたします。

坂井体験農園施設の指定管理につきましては、今回公募を行い、1 社から応募がありました。11 月 2 日の公の施設の指定管理者選定委員会においてプレゼンテーションと審査を行い、株式会社ちくほく農場を指定管理者候補といたしました。

期間につきましては、令和 8 年 3 月までの 3 年間といたしました。

その他の 3 施設につきましては、住民のヨウド利用を確保することができること、管理にかかる経費の縮減が図られること、施設管理を安定して行う業務遂行能力を有していること等の基準に照らして審査をした結果、現在、指定をさせていただいているそれぞれの団体を引き続き指定管理者といたしました。

指定の期間につきましては、令和 8 年 3 月までの 3 年間とし、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

◎議案第 84 号の上程、説明

○議長（待井安登議員） 日程第 22、議案第 84 号 村道路線の認定及び廃止について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 84 号 村道路線の認定及び廃止についてですが、前年度までに変更のあった路線について、道路台帳補正業務に伴い、道路法第 8 条並びに第 10 条の規定により、村道 1 路線についての認定、廃止の議会議決を求めるものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

◎発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 続いて、日程第 23、発議第 6 号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

2 番、窪寺議員。

○2 番（窪寺 務議員） それでは、発議第 6 号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の委員会条例の改正は、対面による委員会の開催を原則とする中にあって、新型コロナウイルス感染症に委員が感染し、あるいは濃厚接触者となった場合や、災害等の発生により委員会開催場所に委員の参集が困難であると判断されるときに、委員会開催の特例として映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法、これをオンラインと規定しますが、この方法を活用して委員会を行うことができるようにするためのものです。

具体的な改正内容は、委員会開催の特例の条文を第 13 条の 2 として、第 13 条の次に追加するとともに、第 18 条、秘密会の項目にオンライン会議を除く、ブンカンと加えるものでございます。

この中では、委員の参集が困難であるかどうか、オンライン方法により委員会を行うか、委員のオンラインによる出席を認めるかどうかの判断は、委員長が行うものとしています。今後、新型コロナウイルス感染症の扱いについては、変更になる可能性もありますが、新型コロナウイルス感染症以外の感染症でも全国的、かつ急速な蔓延により国民の生活及び生命、健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症ができた場合などに備えておくための改正ですので、皆様のご理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これから発議第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（待井安登議員） 日程第24、請願・陳情等の委員会付託を議題といたします。

陳情は別紙のとおり4件受理しましたが、このうち陳情第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書は、社会文教常任委員会に付託し、陳情第6号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書から、陳情第8号 最低制限価格の設定に関する陳情書までの3件の扱いは、資料配付としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、今回受理した陳情4件は、別紙のとおりとすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

なお、今後の予定は、本日この後、午前10時15分から総務常任委員会所管の案件について説明をいただき、終了後、社会文教常任委員会所管の案件について、12日月曜日午前9時から建設産業常任委員会所管の案件について、それぞれ担当課長並びに職員の方に説明をお願いいたします。説明会場は議場で行います。

14日木曜日は、午前9時から定例会本会議第2日目、一般質問を行います。

16日金曜日は、午前9時から定例会本会議第3日目、一般質問予備日、議案審議、採決を行います。

お諮りします。本日はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで延会します。

延会 午前10時00分